

令和 4 年 6 月 7 日現在

機関番号：15301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2021

課題番号：19K01264

研究課題名(和文) 分配的正義論と子育てコスト：親の正義論の観点から

研究課題名(英文) Distributive justice and parenting costs

研究代表者

大江 洋(OE, Hiroshi)

岡山大学・教育学域・教授

研究者番号：80308098

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、分配的正義論の具体化・応用問題である「子育てコストの社会的共有」に関する原理的指針の構築を目的として行われた。子育てコストの増大化、およびそれに関わる子どもの貧困や子育ての困難などの社会問題を端緒として、児童福祉制度を中心とした社会保障制度改善への注目が集まっている。そうした問題意識を背景に、子どもをめぐる種々のコストの社会的共有・分配問題を哲学的に検討した。受益者負担主義や親の子育ての自由などの根拠を精査し、「親の正義(parental justice)」論構築を多角的視点から行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

学術的意義および社会的意義は以下の通り。第一に、親の子育て責任およびコストを整理する議論の社会的意義。第二に、これまで子どもについて言及している正義論は少数の先行研究を除き、その内容について十分に検討が深められてこなかった点。第三に、申請者が長年にわたって研究してきた子どもの権利論など、「子どもの立場」から子育てコストについて考察した議論はさらに少ない点。第四に、こうした議論の検討自体が、正義論、責任論、平等論、権利論などの法哲学の伝統的論点に接合しうるものであり、本研究はそうした一般理論への逆貢献にもつながりうる点。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study was to establish a principle on "social sharing of child-rearing costs," which is a problem of embodying and applying the theory of distributive justice. With the increase in child-rearing costs and related social problems such as child poverty and child-rearing difficulties, attention is focused on improving the social security system centered on the child welfare system. Against the background of such awareness of the problem, I examined the social sharing and distribution problem of various costs related to children philosophically. I scrutinized the grounds for beneficiary burden and parental freedom to raise children, and constructed a "parental justice" theory from multiple perspectives.

研究分野：法哲学

キーワード：親の正義論 子どもの権利論 子育てコスト

## 1. 研究開始当初の背景

現代社会の進展・高度化とともに子育て・教育コストが上昇している。「大学卒業までに各家庭が負担する平均的な教育費」は、国立大学進学の場合でも約 1,000 万円にのぼると言われている(平成 21 年度文部科学白書)。我が国の不況や格差問題(子どもの相対的貧困率の高さ)を考えれば、こうしたコスト高・コスト増はより深刻な社会問題となる。法制度的対応としては「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定(2013 年)されたが、こうした法制度的対応は数値目標がないがゆえに政治的アドバルーンに終わる可能性も高い。そこには親の自己責任言説の根強さも関係している。

以上のような社会背景から、次のような問いを立て、種々検討することが求められている。まず、そもそも「子どもをめぐる(高)コスト負担は果たして誰が担うべきなのか」という問いである。たとえば、子どもをめぐるコストを哲学的に考究する研究者であるオルサレティは、この親の正義論を、「親でない人々(nonparents)は当該コスト負担を共有すべき義務を負うのか」という命題によって定式化する(S. Olsaretti, 2013, "Children as Public Goods?", *Philosophy & Public Affairs*, v.41, n.3, p.227)。

その問いはさらに、当該コスト(それが何かという問題を含め)の共有論 非共有論を理論的分岐点として構成される。その対立・分岐には固有の正当化根拠、さらには思想的(しばしば法哲学的な)根拠を持っている。たとえば、コスト非共有論の中にも、将来自分の面倒を我が子に見てもらわなければならない等々の理由から受益者負担主義的なコストを親に課するという立場もあれば、そもそも子育ては親の自由から生ずるものであるから親がそのコストを負担するのは当然だという立場もある。

こうした親に対するコスト負担を文字通り「重荷」として問題視し、そこからコスト負担共有論も打ち出される。親による子育てケアの重要性に関する現代の特徴として、学齢期の長期化の影響とも相まって、社会的に順応し自己実現を果たしうる一定のスキルや態度を身につけさせることがしばしば主張される。「親の[子育て]義務とは、自然現象であると同時に社会的創造物でもある」(A. Alstott, *No Exit: What Parents Owe Their Children and What Society Owes Parents*, 2004, Oxford University Press, p.53)という発想である。子育てケアに関する社会的創造物としての現代の特殊性とは、親の退出が許されない「出口なし(no exit)」的な負荷(たとえば、かかりつけの医者に子どもを連れていく時間的負担や、高等教育費を捻出する経済的負担など)であるという立場からは、子育てコストの共有が説かれることになる。

だが、出口なしの負担を重く受け止めたとしても、親の子育てに対する自己責任論は執拗である。そしてその責任論の根拠のひとつとして皮肉にも継続的ケアの重要性を位置づけることさえも可能なのである。たとえば、人の一生にとって学齢期前の育ち方の重要性はしばしば主張されており、中でもその時期の子どもに対する継続的ケアの不可欠性が心理学者などによって特に強調されている(Goldstein et al., *The Best Interests of the Child*, 1996, Free Press, pp.19-40)。

こうした初期環境を重視する議論を経済的なインセンティブ、人的投資論の視点からコスト共有論を支える論拠として構成することも有力である。学齢期前に手厚いケアを施すことがその後の子どもの成長に正の影響を与えるとするヘックマンの研究(J. Heckman, *Giving Kids a Fair Chance*, 2013, A Boston Review Book)などに後押しされて、これまで当該時期の児童福祉的施策が種々主張されてきた。

執拗な自己責任論の底に不可視化されている「親の子どもに対する所有物観」を別決することによって自己責任論は乗り越えられるのか。親による子育ての意義および責任の領域・内容が明らかになりさえすれば、親への事実上の負荷・負担論や、人的投資論等の利得的根拠によって果たしてコスト共有論は肯定されるのか。あるいは、子育て、延いては子どもの(成長の)存在自体を公共財として捉えてコスト共有を主張する論理構成がありうるとして、公共経済学的な議論がこうした問題に適用可能なのか。適用不可能だとすれば、コスト共有の正当化根拠を他の正義論的根拠に求めることは可能なのか。各種正当化の議論同士の接合関係はいかなるものなのか等々、「親の正義論(parental justice)」とも言いうるような学術課題の検討が待たれている。

申請者は長年にわたって子どもの権利の法哲学的研究を主として行ってきた。関係性概念と権利概念の応接を規範理論として構築しようとした『関係的権利論』を契機として、広く子どもの道徳的政治的地位をどのように理論化するのかという軸で研究をその後進めてきた。その刊行後、検討のウィングを広げ次のような科研費(いずれも基盤研究(C))に基づく研究を通して子どもの道徳的政治的地位をめぐる諸問題を考察してきた。「現代日本社会における『教育・子育て』の社会哲学的布置」(2009 2011 年度)において現代日本社会における教育・子育てのありようを法哲学的な観点から探究し、子どもの道徳的政治的地位に関する研究枠組みの構築を行った。次に、「子どもの権利論の基底に位置づく子ども論・子ども学」(2012 2014 年度)においては、子どもの道徳的政治的地位を考察する際の子ども観を「Childhood(子ども性・子ども期)」という視点から検討した。さらに、「子育て・教育に関わる基礎理論としての社会的規範

理論の構築」(2015-2017年度)においては、「分配(正義論)」、「陶冶(人材育成論)」、「処遇(権利論)」という三規範の相互関係の検討から、子育て・教育に関わる基礎理論としての社会的規範理論を構築していくことを目指した。

本研究内容はこうした一連の研究の延長線上に位置づく。上記の子どもをめぐる法哲学的議論の研究において、子育てコストの社会的共有・分配問題を検討することが現代的課題解明に必要であり、同時に申請者の研究枠組み自体を深化発展させることに気づくことになった。

幸いにも、2016年度日本法哲学会(統一テーマ「ケアの法 ケアからの法」)において、「子どもとケア」という報告を行った。その報告中で子どものコスト問題、特に親子関係の法哲学的考察の重要性が改めて感得された。その報告準備に際して、主として欧米における親の正義論(parental justice)研究の摂取を行い、本研究の醸成が行われつつある。上記学会報告に基づいて論文化された「子どもとケア」および、「親の正義論」は本研究の萌芽的論文として位置づく。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、分配的正義論の具体化・応用問題である「子育てコストの社会的共有」に関する原理的指針の構築にある。子育てコストの増大化、およびそれに関わる子どもの貧困や子育ての困難などの社会問題を端緒として、児童福祉制度を中心とした社会保障制度改善への注目が集まっている。そこでの法哲学・政治哲学的課題のひとつは、子どもをめぐる種々のコストの社会的共有・分配問題である。受益者負担主義や親の子育ての自由などの根拠から、子育てに関わるコストのすべては親が担うべきなのだろうか。あるいはそのコストを社会的に共有すべきだとすれば、その正当化理由はどこにあるのか。果たして公共財の正当化手法が子育てコスト問題に適用可能なのか。フェミニズム的な観点から母親の子育てコスト・負担の軽減が原理的にも求められるのか。これらの問題は「親の正義(parental justice)」論とも呼びうるものであり、その理論的研究を多角的な視点から行った。

上述のように、本研究課題の背景には子どもの貧困など、深刻な社会問題状況がある。深く検討することなくケアコストの社会的共有を訴えても、執拗な親の自己責任論のありようを考えれば、それは一過性のものに終わるだろう。そして、上記論点は政策・施策実現上の課題にとどまらず、以下のような法哲学政治哲学的な学術理論的課題となっている。

第一に、親の子育て責任およびコストを整理する議論の意義である。社会的問題に直結する上記の学術的問いを全面的に分節化・整理する議論がそもそもほとんど存在していないことは非常に深刻である。ゆえにそれらの問いを整理・構造化すること自体がまずは学術的独自性を持つ。その上でコスト負担のありようについて理論的提起をすることは創造的な理論化作業である。その理論化作業は最終的には制度・運用のありよう自体にも影響を及ぼす。

第二に、より専門的な観点から言えば、これまで子どもについて言及している正義論は少数の先行研究を除き、その内容について十分に検討が深められてこなかった。せいぜい、家族問題を扱う中で付随的に子どもについて言及する程度であった。たとえば正義論のジェンダー的偏り(再生産)を指摘したオーキンも、子育てコストに関する論述はあくまでジェンダー的観点からなされているに過ぎない(S. Okin, *Justice, Gender, and the Family*, 1989, Basic Books, pp.170-186)。したがって、正義論の枠組みの中で子どもをめぐる問題について検討する意義は十分にある。

第三に、申請者が長年にわたって研究してきた子どもの権利論など、「子どもの立場」から子育てコストについて考察した議論はさらに少ない。たとえばロールズの正義論における原初状態において、子どもを含めた将来世代の配慮に関して契約参加者は家長(heads of family)の立場から決定する(J. Rawls, *A Theory of Justice*, Harvard University Press, 1971, p.128)。だが、果たしてそうした想定によって子どもの立場が真に考慮されるのか、翻って言えば家族内の正義問題が解けるか否かについては検討課題を残している。

第四に、こうした議論の検討自体が、正義論(正義論における他者配慮問題やフリーライダー問題)、責任論(親の子育て責任論の根拠づけ)、平等論(運の平等論や世代間正義論との重なり)、権利論(利益説と選択説の深め直し)などの法哲学の伝統的論点に接合しうるものであり、本研究はそうした一般理論への逆貢献にもつながりうる。

こうした学術的意義のある研究を遂行することに本研究の目的が存している。

## 3. 研究の方法

まず大まかにコスト負担に関する共有・非共有論の論点整理をまず行った。その論点整理の前提として、子育てコストの現状を聞き取り等の作業も含め整理しておく。それは、「親の正義論」という視点が現在の社会背景とどのように関連性を持っているかについて検討することでもある。

次に、子育てコストに密接に関係する「親の子育て責任」論を検討した。上述のアルストットの議論における構造づけられた子育てのありようを精査し、それがどこまで妥当なものなのかについて検討する。さらに子育てコストは親自らが負うべきだとするいわゆる親の自己責任論に関して、左派リバタリアンの観点から論述を行ったシュタイナー(H. Steiner)などの歴史的権原理論的な自己責任論の意義と課題を整理する。さらに、コスト共有論の立場から緻密な議論を展開しているオルサレティの著作などを詳細に吟味していく。とりわけその正当化手法がい

わゆる公共財 (public goods) 論とどのような異同を見せるのかについて検討を行う。正の外部性や非排他性などの公共経済学における鍵概念が子どもコスト論にも適用可能か否かを考察する。これらの検討に加えて、子どもの立場からコスト問題がどのように修正されるのかについて考察する。特におとなの側のエゴイズムが理論構成に侵食しない方策を考えたい。

さらに、子どもの道徳的政治的地位論の観点からコスト問題をまとめとして位置づけていった。申請者がこれまで検討を続けてきた「子どもの道徳的政治的地位」や「子どもをめぐる規範理論」研究の枠組みとの接合を図りたい。分配 陶冶 処遇という、子育て・教育に関わる諸機能の中に子育てコスト問題がどのように位置づくのかについても考察していく。最終的には子育て・教育をめぐる規範理論という大きな枠組みの中でこれらのコスト負担問題がどのような位置づけにあるのかを展望した。

#### 4. 研究成果

大江洋『子どもの道徳的・法的地位と正義論 新・子どもの権利論序説』(2020年、法律文化社)の第三章「親の正義論 子育てコストの共有問題」において、本研究の一旦のまとめを行った。

まず最初に「子育てコスト分配問題」において、子育てコストの分配・負担問題の構造をまず明らかにした。子育てコストに関する社会状況の紹介検討を踏まえつつ、その内実が何になるかについて明らかにしていった。

次に、「コスト共有の正当化論 おとなと子どもの視点から」において、コスト共有の正当化論として、おとなの視点と子どもの視点から種々の議論を検討した。おとな側の視点からのコスト共有説としては、フェミニズム説、親の自律説、公共財説、社会財説などを取り上げ種々考察を行った。子ども側の視点からのコスト共有説としては、初期条件的自然資源平等説、運の平等説、一般的義務説、引き下げ平等説などを取り上げ、種々検討を行った。

さらに「子どもケアの公共化再論 だれが、どこまで」において子どもに対するケアを公共化という軸で検討した。そして、最終的には子どものケアの公共化の道筋を展望した。そこでは次のような結論を提示することとなった。

親の正義論とは、検討すべき固有の理論的課題なのである。それはフェミニズムや子どもの権利論等、他の主体の規範的議論だけを追求しても十分明らかにすることはできない。たとえば、コスト共有論の正当化根拠として子どもの権利を用いる場合、最も大きな課題は、自分を犠牲にして子育てのために頑張る「良い親」であるならば、「対おとな」に向けた子どもの権利は保障されてしまうという点にある。福利の未保障に対する救済を公的に行う根拠として子どもの権利を用いるだけで終わってしまうのである。もちろん子どもにとってそれは未保障よりもはるかに良い帰結を生む。だが、コスト共有論の詳細な検討が不要になってしまう。特に、親とその他のおとなとの間の正義問題が解けない。もちろん、今度は逆に親の正義論だけを追求したとしても今度は子どもの道徳的・政治的地位に関する議論が十分に進展するわけでもない。親の正義論が仮に合意されたとしても、子どもの位置づけ問題は残るのだ。どちらにせよ、親の正義論と子どもの位置づけ問題は組み合わせられて構築されるべきなのである。各主体間の関係等をさらに深める必要があるのだ。子どもの立場が真に考慮されるのか、翻って言えば家族内の正義問題が解けるか否かについても検討課題を残している。

ケアの負担の公共性を論じることは、そのケアの内容・程度をどこまで「そろえるのか」という平等問題にもつながっていく。ある程度社会保障制度が整備された社会、あるいは(一部の親が)非常に潤沢な費用を我が子につぎ込んでいっているような社会において、ケアの平等はどのように考えられるべきなのか。子どもの権利論やそれに基づく救済志向を基本的に認めるならば、上限問題はあるにせよ、一定程度までケアを公共的に保障してその水準を引き上げ、相応の平等に近づけていくことが要請される。

そして、子どもの子育てや教育などにおいて、そもそも平等をどのように捉えるのかという問題は、平等を計る基準(何についての平等か)やその平等志向の根拠づけ・重要性問題など、いわゆる現代の平等論の膨大な理論領域に踏み込むことになる。紙幅の関係上、本書ではこの論点・問題群に本格的に踏み込むことはできない。ただし、子どもに関する場合、現代平等論の各主張を包摂しようように思われる。第一に、緊急性逼迫性を念頭に置けば、そこで必要とされる具体的な「資源」が重要なのは間違いない(資源平等論的側面)。第二に、子ども期とは劇的に能力が成長発達する時期であることを鑑みれば、資源を用いて何らかの潜在的な能力(ケイパビリティ)の現実化・開花・成長を考えないわけにはいかない(ケイパビリティ論的側面)。第三に、強い自己主張を明確にできない子ども存在にとって、本当にそのケアがその子にとって重要で幸福につながっているのかを常に注視せねばならない(福利の平等的側面)。第四に、まさに偶然中の偶然でその遺伝的アイデンティティになった子どもは、その人生の中で最大の偶然がその出生およびその遺伝的構成であり、その運・不運(の帰結)を補償する必要性はある(運の平等論的側面)。第五に、要保護性の強い時期に存在する子ども期とは、尊重が傷つけられやすい状態にあり、その点を考慮した平等論の重要性がある(民主的平等論的側面)。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計2件

1. 著者名 大江 洋	4. 発行年 2020年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 232
3. 書名 子どもの道徳的・法的地位と正義論	

1. 著者名 二宮 周平、風間 孝、海妻 径子、松木 洋人、平山 亮、永田 夏来、野沢 慎司、光本 歩、杉山 麻里子、小門 穂、山下 敏雅、三成 美保、田村 哲樹、齋藤 笑美子、矢野 恵美、谷口 洋幸、大江 洋、山田 不二子、鈴木 秀洋	4. 発行年 2022年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 390
3. 書名 家族の変容と法制度の再構築（第6章「子どもの権利保障 親子法制の見直し」執筆）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------